

## ◎中小企業の海外における商品の需要

### の開拓の促進等のための中小企業の

### 新たな事業活動の促進に関する法律

### 等の一部を改正する法律

(平成二四年六月二七日法律第四四号)

#### 一、提案理由(平成二四年四月一七日・参議院経済産業委 員会)

○国務大臣(枝野幸男君) 中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、内需の減退、震災の影響や未曾有の円高等、我が国中小企業をめぐる経済環境が大きく変化しております。こうした中、中小企業が新たな事業活動を行う際に直面する経営課題は一層多様化、複雑化しております。これらの課題に対応しつつ、

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

中小企業が新たな事業活動に取り組むためには、事業計画の策定等の支援を効果的に行うための体制の整備が必要です。また、海外展開を指向する中小企業が増加する中で、その海外子会社の現地での資金調達を支援する必要が生じております。

こうした状況を踏まえ、新たな事業活動を行うとする中小企業の支援の担い手を多様化、活性化するための措置を講ずるとともに、国内の事業基盤の維持にも配慮しつつ、我が国中小企業が培ってきた物づくり技術や日本独自の知恵、技、感性を生かした海外での事業活動を支援するための措置を講ずることにより、我が国中小企業の経営力の強化を図ることが必要であります。

このため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律を改正する本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備します。新たな事業活動を行う中小企業の支援業務を行う者を認定するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家派遣による協力などを通じ、中小企業の経営力の強化を図ります。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

一六〇

第二に、中小企業の海外事業活動に伴う資金調達を支援します。中小企業の海外での事業活動を円滑化するため、株式会社日本政策金融公庫の債務保証業務や独立行政法人日本貿易保険の保険業務等を通じ、中小企業の海外子会社の資金調達の円滑化を図ります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、参議院経済産業委員長報告(平成二四年四月二〇日)

○前川清成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、商工会、商工会議所、地域金融機関、税理士等中小企業の経営革新等を支援しようとする者を経営革新等支援機関として認定した上で、同支援機関は、中小企業に対し、経営状況の分析、指導、助言等を行うとともに、同支援機関に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構は専門家の派遣等必要な協力を行うこと、中小企業の海外展開に伴う資金調達を支援するために、株式会社日本政策金融公庫等は債務保証等の金融支援を行うこと等を内容とするものであります。

委員会におきましては、新たに経営革新等支援機関を設ける

理由及びその実効性を高めるための方策、海外展開の支援に関し経営革新等四事業計画に限定する理由及び海外展開を期待する業種、海外展開の推進と国内雇用喪失、産業空洞化に対する取組を両立させるための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

## 三、衆議院経済産業委員長報告(平成二四年六月二一日)

○中山義活君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業の支援事業に係る措置、すなわち、支援事業の担い手の認定、海外展開に伴う資金調達に対する支援措置等を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月十五日本委員会に付託され、同日枝野経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日に質疑を行った後、採決を行った結果、全会一致を

もって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律